

倫理委員会規程

(目的)

第1条 倫理委員会(以下、委員会という)は、公益財団法人山梨厚生会山梨厚生病院において行う医療、医学研究及び医学教育等(以下、医療等という)が倫理的配慮のもとに行われ、もって患者様等の人権及び生命の擁護に寄与することを目的とする。

(構成)

第2条 委員会は、次の委員によって構成する。

- 1) 病院長
 - 2) 副院長
 - 3) 診療部長
 - 4) 事務局長
 - 5) 看護局長
 - 6) 事務長
 - 7) 院外学識経験者
2. 委員会には委員長および委員長代理として副委員長をおく。委員長は病院長が務め、副委員長は委員の互選によるものとする。
3. 委員の任期は2年とし再任を妨げない。
4. 前項3)の委員は、診療部長の内より病院長が選任する。
5. 前項7)の委員は、病院長が委嘱する。

(所轄事項)

第3条 委員会は、医療等に関して倫理的配慮を求められる以下の事項について検討並びに審査を行う。

- 1) 職員から審査の申請があった事項
- 2) 病院長が審査を必要と認めた事項
- 3) 患者様に対する医療等の内容の説明及び同意に関する事項
- 4) 患者様の思想、信教及び良心の自由に関する事項
- 5) 患者様のプライバシー保護に関する事項
- 6) その他患者様の人権擁護全般に関する事項

(議事)

- 第4条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
2. 委員会は必要があると認めた場合、申請者、医療関連行為等の実施責任者、その他委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。
 3. 委員会に審査を申請した委員は、その審議に加わることはできない。
 4. 審査は、出席委員全員の合意をもって決することを原則とする。

(専門部会)

第5条 委員会は、会に専門事項を調査するための専門部会を置くことができる。

2. 専門部会は、委員長が任命した委員をもって構成する。

(申請手続及び判定通知)

第6条 委員会に審査を申請しようとする者は、所定の申請書に必要事項を記入し、関係資料を添えて委員長に提出しなければならない。

2. 将来予測される医の倫理に係る医療行為等については、具体的事例が生じる前に審査を申請することができる。

3. 委員長は、審査終了後速やかにその審査結果を文書により申請者に通知するものとする。

(事務)

第7条 委員会の事務局を経理部におき、各委員への連絡、議事録の作成その他の必要な事項の処理を行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるものの他、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この規程は、平成14年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成17年6月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年5月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。